

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月十二日奈良県指令高土第三一―一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月四日高土第九五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市瓦口二二三六番及び二二三八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市瓦口五四四番地

秋山溥史